

令和7年度 上島町観光素材創出補助金（詳細版）

1.事業の目的

町内で事業を営んでいる者に対し、地域資源を活用した特産品開発や観光客誘致につながる観光スポットを整備するのに必要な経費の一部を補助することにより、新たな観光素材を創出し、町の魅力を高めます。

2.補助対象事業

○地域資源を活用した特産品等の観光素材創出

地域資源を活かした新たな製品や観光素材を開発する事業。

○観光客の誘致につながる観光スポット創出

観光スポットを整備し、町の魅力を向上させ、観光客の誘致につなげることを目的とした改修や整備に係る事業。

3.補助対象者

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ・町内で事業を営んでいる者
- ・町内に事業の用に供する事務所、店舗、工場等を置き、今後も町内で事業活動を行うもの
- ・町税等の滞納がない者

（補助金の交付対象業種）

交付の対象となる業種は、日本標準産業分類による産業に関する大分類の事業の製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、他に分類されないサービス業を実施する者とする。

4.補助対象外となる者

- （１）風俗営業およびこれに類する営業を行う者
- （２）暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者

- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 国及び法人税法に規定する公共法人
- (6) その他補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断する者

5.補助対象期間

交付決定日から令和8年2月28日(土)ー

令和8年3月31日(火)

※交付決定日以降に着手したもので、令和8年2月28日までに支払いが完了するものが対象となります。

令和8年3月31日

6.補助対象経費

補助対象経費は、令和8年2月28日までに支払いが完了するものが対象となります。

令和8年3月31日

補助対象事業	補助対象経費
地域資源を活用した特産品等の観光素材創出	(1) パッケージ、包装紙等の印刷費（1年間で消費する部分のみ） (2) 知的財産権取得に要する経費 (3) 製品デザイン等の委託費 (4) 試作用の原材料費、消耗品費 (5) 機械機器等の備品購入費、設備導入費 (6) 開発に必要な資格取得に要する経費 (7) 専門家等への謝金、旅費 (8) 機械機器等のリース・レンタル料（補助事業期間に限る） (9) 情報発信用の動画等の観光素材制作費 (10) 上記のほか、観光素材開発に必要な経費
観光客の誘致につながる観光スポット創出	(1) 宿泊施設や飲食店等の改修費（写真映えスポットの設置、地域色を取り入れた内装デザイン等）や周辺設備の整備費等（居住スペース部分是对象外） (2) 観光ポイントとなるモニュメント等の製作費

(対象とならない経費)

- ・汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に適さない経費
- ・建物の新築に要する経費、土地・建物取得費用、居住スペース部分の工事費

7.補助金限度額及び補助率

補助金限度額：100万円

補助率：補助対象経費の2分の1

8.申請受付期間

~~1次募集 令和7年5月2日(金)～令和7年7月4日(金)~~

1次募集で予算額の上限に達しなかったため、次のとおり2次募集を行います。

2次募集 令和7年9月1日(月)～令和7年10月31日(金)

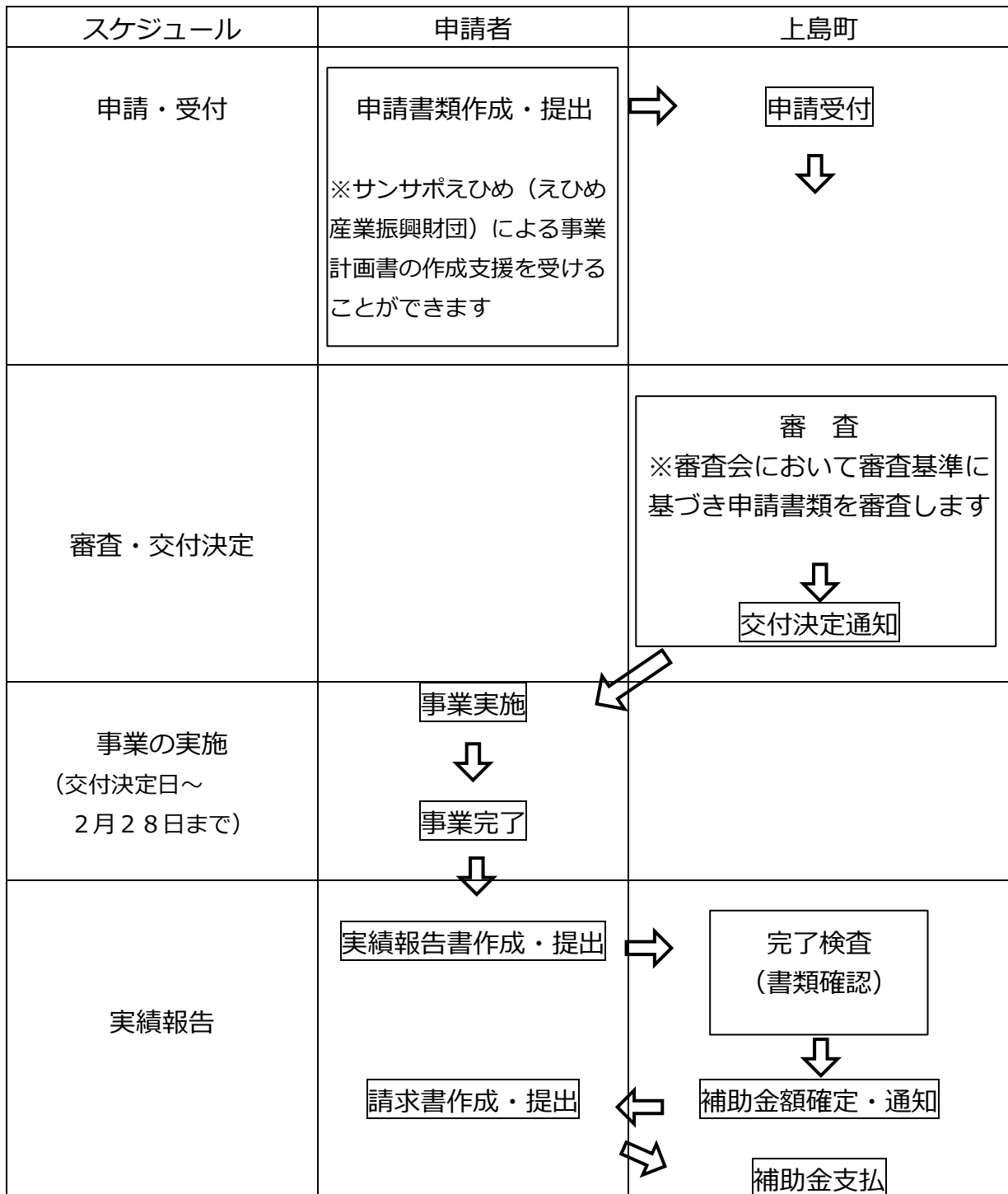
※募集期間の終了後、申請された書類に基づき事業内容等の審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。

9.申請方法・申請先

観光戦略課（せとうち交流館）に持参していただくか郵送で下記申請先へご提出ください。

〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削 1037 番地 2 上島町観光戦略課 宛

10. 補助金交付までの流れ



※補助金の一部を事業実施前に概算払いすることも可能です。

○事業計画書の作成支援

サンサポえひめ（えひめ産業振興財団）から、交付申請の添付書類である事業計画書の作成に関して支援（アドバイス）を受けることができます。

相談はオンラインで受けていただくこととなります。オンライン環境がない場合は、観光戦略課でパソコン等の準備ができますので、事前にご相談ください。

【支援期間】

令和7年9月1日（月） ～ 令和7年10月31日（金）

【支援を受ける手順】

- ① サンサポえひめ（089-960-1291）に、事業計画書作成支援を希望する旨を問い合わせ、相談日の日程調整（お申込み）を行ってください。
- ② 日程が決定後、支援を受けることができます。

※観光戦略課からパソコン等を借りる場合は、必ず事前に 77-2252 に連絡をお願いします。

【申し込み受付時間】

平日 9：00～16：30

※作成に関する支援の相談は、サンサポえひめの専門のスタッフが行います。

※詳細は、サンサポえひめホームページ（BSO 相談窓口案内）

<https://www.ehime-iinet.or.jp/bsa> を確認ください。

1 1. 審査について

○審査方法

次に定める審査基準に基づき、別に設置する審査委員会において、提出された申請書類をもとに、審査を行います。

- ・ 審査委員会は非公開とし、審査に関する質問や異議は受け付けません
- ・ 審査内容については公表しません

○審査基準

評価項目		評価ポイント
事業の新規性	新規性・独自性	事業に目新しさ、オリジナリティがあり、町ならではの要素が反映されているか
事業の実現可能性	申請者の熱意	事業への熱意はあるか
	安定的な実施体制	事業に計画性があり、安定的な実施体制で事業を実施できるか（計画遂行力、資金計画等）
	事業計画の妥当性	事業計画内容（ターゲット、事業・販売戦略）に妥当性はあるか
公益性	観光振興・商工振興への取組	町の観光振興・商工振興（観光客の増加、地域経済の発展等）につながるものか
	観光素材の創出	町の魅力を活かし、新たな観光素材を生み出し、観光振興に寄与するものか
	地域・周囲との連携	地域の様々な団体等と連携しながら事業を実施するものか
	町づくり貢献意欲	地域のイメージの向上や町づくりへの貢献意欲はあるか
事業の継続性	実施スケジュールの明確性	事業の実施スケジュールが明確であるか
	事業展開の明確性	今後の事業展開が明確に計画されているか
事業の収益性	事業の達成目標の妥当性	事業の達成目標（売上目標、販売目標等）が妥当であるか

1 2.提出書類

【交付申請】

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書
- ・ 見積書の写し等（支出予定経費の明細が分かる書類）
- ・ 町税等納付状況調査同意書

町内に居住していない場合は、町税等を滞納していないことを証する書類

- ・ 誓約書

【実績報告】

- ・実績報告書（様式第6号）
- ・事業実施報告書
- ・領収書の写し、契約書の写し等（支出経費の明細が分かる書類）
- ・事業の成果（工事・備品、作成等の成果）が分かる写真
- ・許認可が必要な事業に係る許認可証等

1 3.問い合わせ先

上島町観光戦略課（せとうち交流館内）

電話：0897-77-2252 メール：kanko-senryaku@town.kamijima.lg.jp